

青森県報

第四千五百六十七号

平成三十一年
二月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………(同) ……一
- 略痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……三
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……三
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(同) ……三
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……四
- 右……………(中南地域局) ……四
- 右……………(三八地域局) ……四
- 右……………(上北地域局) ……五
- 右……………(下北地域局) ……五

出先機関

- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(三八地域局) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域局) ……六
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……六

告 示

青森県告示第八十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
武田整形外科医院	青森市小柳三丁目四の一五	平成 三〇・三・三〇
クロバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	三〇・三・三三
のだ眼科・血管内科クリニク	弘前市大字神田三丁目二の一	三・一・一

青森県告示第八十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

店	ハッピー調剤薬局弘前桔梗野	弘前市大字桔梗野一丁目二の二	三・二・一	指 月 日 定
ク	ほそかわ耳鼻咽喉科クリニック	むつ市中央一丁目三の三六	三・一・七	
ク	のだ眼科・血管内科クリニック	弘前市大字神田三丁目二の二	三・一・二	
ク	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	三・一・一	
	サカエ薬局なんぶ	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三五の二	三〇・三・四	平 成

青森県告示第八十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	登録番号	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字西目一丁二の二	特別養護老人ホーム白神荘	中津軽郡西目田村大字稲元一四三の二	〇二五〇〇九五	介護老人福祉施設
〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字西目一丁二の二	特別養護老人ホーム三和園	弘前市大字西目一丁二の二	〇二五〇〇九五	短期入所生活介護
〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	〇二五〇〇九五	社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字西目一丁二の二	特別養護老人ホーム三和園	弘前市大字西目一丁二の二	〇二五〇〇九五	介護老人福祉施設

〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六
〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六
〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六
〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六
〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六	〇二五〇〇〇九六

青森県告示第八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人健誠会	つがる市森田町森田月見野四七三の二	就労継続支援B型	多機能型事業所月見野食房別館	つがる市森田町山田村雲一六の七	平成三〇・三・一
指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	所在地	指定年月日

青森県告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日

変更前	深浦町訪問看護ステーション	西津軽郡深浦町大字関字析沢七八の二	平成
変更後		西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の一	三・二・一

青森県告示第八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期日
	名称所在地		
毛内 奈津 姫	弘前大学医学部附属病院	眼科（視覚障害）	平成三・三・一

青森県告示第八十九号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十一年四月一日から同月十二日まで

備考

一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業

二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域

三 操業期間 平成三十一年五月一日から同年八月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第九十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表竜飛今別第一区域の項を次のように改める。

竜飛今別第一区域 地区のうち、今別町大字奥平部、大字砂ヶ森、大字奥平部、大字砂ヶ森、大字奥平部及び大字大泊の区域	1 底建網漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
---	------------------------------

二の表竜飛今別第二区域の項を次のように改める。

竜飛今別第二区域 地区のうち、今別町大字山崎、大字村元、大字今別及び大字浜名の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
--	--

二の表竜飛今別第三区域の項を次のように改める。

竜飛今別第三区域 地区のうち、外ヶ浜町字三厩尻神、字三厩鳴神、字三厩柘柳、字三厩鐵、字三厩宇鉄山、字三厩木落、字三厩源兵衛間及び字三厩龍浜の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業 4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 5 小型定置漁業 6 底建網漁業
---	---

二の表竜飛今別第四区域の項、竜飛今別第五区域の項を削る。

青森県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域区分及び臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社マツクラ
- 二 代表者の氏名 松本淳司
- 三 主たる営業所の所在地 青森市東造道三丁目一の一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一〇〇七八三号

五 取消年月日 平成三十一年二月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年一月二十三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社弘都電気
- 二 代表者の氏名 内藤忠直
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田字苺原九五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第一三五一四号
- 五 取消年月日 平成三十一年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気通信工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 はちえきライフサービス株式会社
- 二 代表者の氏名 柳町幸広
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市卸センター二丁目六の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第三〇〇五四一号
- 五 取消年月日 平成三十一年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小向防熱
- 二 氏名 小向貴博
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町上明堂六四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第五〇〇六二六号
- 五 取消年月日 平成三十一年二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年七月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 協同組合むつ管工事協会
- 二 代表者の氏名 中道政利
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七三の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第六〇〇二一一号
- 五 取消年月日 平成三十一年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、名川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月二十日

三八地域県民局長 津 島 正 春

一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年二月二十一日から同年三月二十日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十日

上北地域県民局長 櫻庭憲司

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	甲地 昇	上北郡東北町字滝沢平七の四一	平成三・一・二五就任
〃	向井 秋男	〃 字外蛭沢前平一七の一	〃
〃	二ツ森 圭吉	〃 七戸町字二ツ森家ノ下九一の六	〃
〃	甲田 友廣	〃 字李沢家ノ前四〇の五八	〃
〃	吹越 三男	〃 東北町字往来ノ下五一の九	〃
〃	沼山 喜久男	〃 〃 三一の三	〃
〃	佐伯 好一	〃 字滝沢平一六六の二	〃
監事	荒木 勝	〃 字保戸沢家ノ前四七の一	〃
〃	二ツ森 政人	〃 七戸町字二ツ森家ノ後四一の二	〃
理事	甲地 昇	〃 東北町字滝沢平七の四一	三・一・二四退任
〃	蛭沢 幸三	〃 字内蛭沢向五二	〃
〃	二ツ森 圭吉	〃 七戸町字二ツ森家ノ下九一の六	〃
〃	甲地 俊隆	〃 東北町字乙越二一の一	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を平成三十一年二月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十日

上北地域県民局長 櫻庭憲司

監事	甲田 友廣	七戸町字李沢家ノ前四〇の五八
〃	向井 秋男	〃 東北町字外蛭沢前平一七の一
〃	鶴ヶ崎 春雄	〃 字横志多三の一
〃	荒木 勝	〃 字保戸沢家ノ前四七の一
〃	甲田 哲朗	〃 七戸町字前左野二一

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭